

# 令和 8・9 年度 宮城県 建設関連業務 入札参加資格審査申請（業種追加・部門追加）のご案内

令和 8 年 7 月  
宮城県出納局契約課

令和 8・9 年度における宮城県が発注する建設関連業務の業種追加及び部門追加について、入札参加資格審査申請の受付を下記により実施しますので、希望する方は申請願います。

なお、申請に当たっては、あらかじめ次の事項について御了承願います。

- ① この審査の結果、宮城県の建設関連業務入札参加資格が承認された事業者については、登録内容を公表いたします。
- ② 情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、開示する場合があります。

記

## 建設関連業務入札参加資格等審査申請要領（業種追加・部門追加）

### 1 申請資格

建設関連業務の業種ごとに必要な登録を受けている必要があります。

#### ○業種ごとに必要な登録

業種	法令等の登録	部門
測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号） 第 5 5 条の規定による登録	公共測量 その他
建設 コンサルタント	建設コンサルタント登録規程 （昭和 52 年建設省告示第 717 号） 第 5 条の規定による登録	河川、砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画・施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子
地質調査	地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省 告示第 718 号）第 5 条の規定による登録	土質調査 岩盤調査 物理探査 試験・計測 その他
補償 コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省 告示第 1341 号）第 5 条の規定による登録	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償
建築設計	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号） 第 23 条の規定による登録	建築 電気設備 機械設備 耐震診断

### 2 申請方法

宮城県入札・調達ポータル（<https://miyagi.efftis.jp/portal/>）内の「入札参加登録システム」により、インターネットから「変更申請」を行ってください。システムの詳しい操作方は「入札参加登録システム」内に掲載している操作マニュアルを確認願います。

#### システムの操作方法に関する問い合わせ先

ヘルプデスク 電話番号：050-3820-9928

平日 9 時から 12 時まで、13 時から 17 時 30 分まで

※土日・祝日・法に定める休日及び年末年始を除く

### 3 申請書類

#### (1) 業種の追加を申請する場合

- ※ 令和8・9年度の入札参加資格が承認されていて、現在登録のない業種を追加で登録する方
- ※ 申請書類はPDF化したものを「入札参加登録システム」の「添付ファイルアップロード画面」で添付して提出してください。

No.	全 業 種 共 通	
1	<b>【受任機関登録者】委任状〔別紙2〕 ※押印が必要</b> ※契約課ホームページからダウンロードして作成してください。 ※押印したものをPDF化して添付してください。 ・宮城県と行う取引（見積・入札・契約締結等）を、本店以外の支店等（受任機関）に委任する場合は提出が必要です。 ・本店または受任機関のどちらで登録するかは、業種ごとに選択できます。	該当者
2	<b>経営規模等総括表〔様式第2号〕</b> ※契約課ホームページからダウンロードして作成してください。	全業者
3	<b>技術職員名簿〔様式第3号〕</b> ※契約課ホームページからダウンロードして作成してください。	全業者
4	<b>技術職員名簿に記載した技術者の資格を確認できる登録証等</b> （表「資格及び確認資料等」参照） ※「技術職員名簿」の順に並べてください。	該当者
5	<b>技術職員名簿に記載した技術者の常勤性を確認できる資料</b> ※「技術職員名簿」に記載された技術者分を提出してください。 ・直前の「健康保険等の標準報酬決定通知書（発行元の印または到達番号（電子のみ）があるもの）」、または「住民税特別徴収税額通知書」、「青色・白色申告（個人事業者のみ）」のいずれか1つ。 ・上記資料でのみ確認を行います（個人の健康保険証等では不可）。 ・「技術職員名簿」の記載順とする等、突合しやすいうように整理してください。	該当者

No.	申 請 業 種 に 応 じ た 書 類	
6	<b>測量</b>	
①	「測量業者登録証明書」、「測量法に基づく測量業者としての登録（更新）通知書」または直前の「測量業者登録申請書（第一面・受付済）」のいずれか1つ	全業者
②	直前の「添付書類（ト）（法第55条の3第6号）誓約書」 ※測量業者登録申請書類のうち測量士の配置についての誓約書	全業者
③	「測量法第55条の8第1項及び第2項の規定に基づく書類」 ※直近2年分のうち財務に関する報告（表紙、別表第13（第14条関係）、注記表）	全業者
7	<b>建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント</b>	
①	登録、更新、追加、消除の通知 ※直前の現況報告書提出以降に変更があった場合や営業を開始したばかりでまだ現況報告をしたことがない場合は提出してください。	該当者
②	「現況報告書」 ※直近2年分の「現況報告書」（国（地方整備局）の確認済印があるもの）。 「直前1年の事業収入金額」、「財務事項一覧表」の記載が確認できる部分のみ提出してください。（①の場合を除く）	全業者
8	<b>建築設計</b>	
①	「建築士事務所登録（更新）通知書」、「建築士事務所登録証明書」または直前の「建築士事務所登録申請書（受付済）」のいずれか1つ ※直前の登録以降「管理建築士」に変更があった場合、「建築士事務所登録証明書」 ※業種を受任機関に委任する場合は、上記書類は受任機関のものを提出してください。	全業者
②	建築設計業務入札参加資格承認申請追加調査 ※契約課ホームページからダウンロードして作成してください。	全業者

### (3) 部門の追加を申請する場合

- ※ 令和8・9年度の入札参加資格が承認されている業種のうち、登録のない部門を追加する方
- ※ 申請書類はPDF化したものを「入札参加登録システム」の「添付ファイルアップロード画面」で添付して提出してください。

No.	全 業 種 共 通	
1	<b>【受任機関登録者】委任状〔別紙2〕 ※押印が必要</b> ※契約課ホームページからダウンロードして作成してください。 ※押印したものをPDF化して添付してください。 ・宮城県と行う取引（見積・入札・契約締結等）を、本店以外の支店等（受任機関）に委任する場合は提出が必要です。 ・追加する部門についてのみ作成してください。	該当者

No.	申 請 業 種 に 応 じ た 書 類	
2	建設コンサルタント、補償コンサルタントに係る登録、追加の通知	該当者

### 4 審査結果

審査の結果、適格と認められた場合は、四半期ごと（7月、10月、1月、4月）に承認し、「入札参加登録システム」から登録いただいたメールアドレス宛てに「認定完了通知」が送付されます。

なお、代表者名などに外字及び異体字等が含まれる場合は、登録の際、JIS規格の文字に置き換えさせていただくことがあります。

### 5 変更の届出

承認後、登録事項に変更があったときは、入札参加登録システムにより速やかに申請してください。

### 6 登録内容や制度に関する問合せ先

宮城県出納局契約課 管理班

住所 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

電話 022-211-3335 / FAX 022-211-3399

Eメール [keiyakum1@pref.miyagi.lg.jp](mailto:keiyakum1@pref.miyagi.lg.jp) ※@の前は数字の1

## 申請書類の作成上の注意点

### 1 審査基準日について

審査の基準日は、申請日の直前の営業年度（当該年度の決算が確定していない場合は、その前営業年度）の終了日とします。ただし、法令に基づく登録で、財務諸表の提出を義務付けられている場合は、国への現況報告書等の受付が完了しているもので、最新のもの（複数の業種を申請する場合で、現況報告等の受付が完了していない業種がある場合は、完了しているものに合わせることを）を基準とします。

### 2 様式第2号「経営規模等総括表」関係

#### (1) 営業収入実績高

- ・ 消費税抜きの金額を記入してください。（千円単位）
- ・ 実績高は24か月分を満たす分を記入してください。
- ・ 業種別年間平均実績高は小数点以下第1位を四捨五入してください。
- ・ 現況報告書等で報告した実績高を移記してください。（報告した実績を再分割しないこと）
- ・ 申請しようとする業種以外の実績については、その他に記入してください。

### 3 様式第3号「技術職員名簿」関係

- ・ 申請業種別に作成してください。一枚におさまらない場合は業種ごとに複数枚作成してください。
- ・ 常勤職員で申請する業種の加点对象資格（表「資格及び確認資料等」に記載されている各業種に対応する資格）がある職員についてのみ記載してください。
- ・ 業種をまたいで加點となる資格は、加點を希望する業種の名簿にのみ記載してください。（技術士「建設部門—土質及び基礎」、「応用理学部門—地質」は、建コンと地質調査のどちらか一方でのみカウント）
- ・ 資格による加點は、業種ごとに110点までなので、超える分は記載不要です。
- ・ 技術士については、選択科目名まで記入してください。
- ・ 「常勤確認資料」欄は、職員ごとに提出する常勤確認資料を選択してください。
- ・ 資格を証する書類（登録証の写し等）は名簿の記載順に並べてください。常勤確認の資料は名簿と突合できるよう任意の番号を振り、その番号を名簿に転記してください。

※ 上記の他、ホームページに公開している記載例とFAQを御確認の上、作成してください。

## 表「資格及び確認資料等」

- ・技術職員名簿〔様式第3号〕に記載できる技術の資格（格付けの加点对象資格）は、下表のとおりです。
- ・資格の種類により、5点、2点に分かれています。
- ・加点の基礎となる数値の上限が、各業種ごと110点ですので、**110点を超える分は記載不要です。**  
（5点の方で最大22名、2点の方で最大55名まで記載してください。）

業種	点数	資格	確認資料(写し提出)※下記のいずれか
測量	5点	測量士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測量士（補）登録通知書</li> <li>・測量士（補）登録証明書</li> <li>・測量士（補）名簿記載事項証明書</li> </ul>
	2点	測量士補	
建設 コンサル タント	5点	技術士 ・電気電子部門 ・建設部門 ・情報工学部門 ・総合技術監理部門（上記部門に限る）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士登録証（総合技術監理部門以外）</li> <li>・技術士登録等証明書</li> </ul> ※総合技術監理部門は選択科目まで確認する必要があるため「技術士登録等証明書」に限る。
		技術士（「 」内の選択科目に限る） ・機械部門「機械設計」「機構ダイナミクス・制御」 「流体機器」 ・上下水道部門「上水道及び工業用水道」「下水道」 ・農業部門「農業農村工学」 ・森林部門「森林土木」 ・水産部門「水産土木」 ・応用理学部門「地質」 ・総合技術監理部門（上記部門＋科目に限る） ※ただし、平成30年度以前に機械部門（「流体工学」又は「交通・物流機械及び建設機械」）、農業部門「農業土木」、または総合技術監理部門（上記部門＋科目に限る）に合格し登録を受けている者は有資格者とみなす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士登録等証明書</li> </ul> ※選択科目まで確認する必要があるため、「技術士登録証」は不可
	2点	1級土木施工管理技士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級技術検定合格証明書</li> </ul>
		環境計量士（濃度関係） 環境計量士（騒音・振動関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計量士登録証</li> </ul>
		第1種電気主任技術者 伝送交換主任技術者 線路主任技術者 RCCM	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種電気主任技術者免状</li> <li>・電気通信主任技術者資格者証</li> <li>・RCCM登録証</li> </ul>
地質調査	5点	技術士（「 」内の選択科目に限る） ・建設部門「土質及び基礎」 ・応用理学部門「地質」 ・総合技術監理部門（上記部門＋科目に限る）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士登録等証明書</li> </ul> ※選択科目まで確認する必要があるため、「技術士登録証」は不可
	2点	地質調査技士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地質調査技士登録証</li> </ul> ※有効期限が記載されたカード型のもの ・資格登録証明書
補償 コンサル タント	2点	不動産鑑定士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産鑑定士登録通知書</li> <li>・不動産鑑定士登録証明書</li> </ul>
		土地家屋調査士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地家屋調査士登録通知書</li> <li>・土地家屋調査士登録証</li> </ul>
		司法書士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法書士登録通知書</li> <li>・司法書士登録証</li> </ul>
		補償業務管理士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補償業務管理士登録証</li> </ul> ※有効期限が記載されたカード型のもの
建築設計	5点	構造設計1級建築士（1級建築士と重複不可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設計1級建築士証</li> </ul>
		設備設計1級建築士（1級建築士と重複不可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備設計1級建築士証</li> </ul>
		1級建築士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級建築士免許証</li> <li>・1級建築士免許証明書</li> </ul>
		建築設備士（この資格に限り、有効期限超過のものも認める）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築設備士登録証</li> <li>・建築設備士登録証明書</li> </ul>
	2点	2級建築士（1級建築士と重複不可） 建築積算士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級建築士免許証</li> <li>・2級建築士免許証明書</li> <li>・建築積算士登録証</li> <li>・建築積算士登録証明書</li> </ul>

※特に記載のないものは、カード型または証書型（A4判）のどちらでも可

## 入札参加登録システム（業種追加・部門追加）の入力上の注意点

### 1 経営状況等画面

- ・「自己資本額」は、直近の財務諸表の自己資本額を入力してください（千円単位、千円未満四捨五入）。
- ・「職員数」は、申請日時点の会社全体の常勤の職員数を**実人数**で入力してください。
- ・「営業年数」は、建設関連業務の営業を開始した年月から申請日の属する営業年度の終了日までの満の年数を入力してください。

### 2 申請業種情報画面

- ・「登録番号」については、申請業種が測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの場合は、国（地方整備局）の登録番号を入力してください。申請業種が建築設計の場合は、申請する本店又は支店の所在する都道府県コード（2桁）と建築事務所の登録番号を入力してください。

都道府県コード											
北海道	01	栃木県	09	石川県	17	滋賀県	25	岡山県	33	佐賀県	41
青森県	02	群馬県	10	福井県	18	京都府	26	広島県	34	長崎県	42
岩手県	03	埼玉県	11	山梨県	19	大阪府	27	山口県	35	熊本県	43
宮城県	04	千葉県	12	長野県	20	兵庫県	28	徳島県	36	大分県	44
秋田県	05	東京都	13	岐阜県	21	奈良県	29	香川県	37	宮崎県	45
山形県	06	神奈川県	14	静岡県	22	和歌山県	30	愛媛県	38	鹿児島県	46
福島県	07	新潟県	15	愛知県	23	鳥取県	31	高知県	39	沖縄県	47
茨城県	08	富山県	16	三重県	24	島根県	32	福岡県	40		

### 3 申請業種実績高・申請部門情報画面

- ・「年間平均実績高」は、「経営規模総括表（様式第2号）」に記載した数値を入力してください。
- ・申請する部門は本店又は受任機関を選択できますが、測定の部門を受任機関で申請する場合は、その受任機関が測量業の営業所登録をしている必要があります。また、建築設計の部門を受任機関で申請する場合は、その受任機関の所在地で建築士事務所の登録を受けている必要があります（例：宮城支店（所在地は宮城県）の受任機関で申請する場合、宮城県知事登録が必要）。

### 4 有資格者数画面

- ・技術職員数については、表「資格及び確認資料等」に記載のある各資格を所持している者の数を延べ人数で入力してください。申請業種についてのみ入力し、申請しない業種は空欄にしてください。
- ・建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの「その他」は、それぞれの加対象の資格者以外の技術職員数を入力してください。
- ・同一人による複数の業種で加対象となる資格（技術士）は、加対象を希望する業種のみ計上してください。（技術士「建設部門－土質及び基礎」及び「応用理学部門－地質」については、建設コンサルタント又は地質調査のいずれか1つで計上してください）。
- ・建築設計の場合、同一人物による「1級建築士」と「構造設計1級建築士」、「1級建築士」と「設備設計1級建築士」、「1級建築士」と「2級建築士」は重複して計上できません。